

平成22年4月1日より 袋詰め精米等の表示方法が変わりました！

「玄米及び精米品質表示基準」一部改正 完全実施のお知らせ

平成21年1月にJAS法に基づく「玄米及び精米品質表示基準」の一部が改正されました。

一括表示の「原料玄米」欄の記載方法について、これまで使用されてきた割合の百分率(%)表示が廃止され、①単一原料米については「単一原料米」と記載、②複数原料米(ブレンド米)については使用割合を「割」で表示されることとなり、平成22年4月1日より完全実施となりましたのでお知らせします。



<表示例① 単一原料米の場合>

(改正前)

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	〇〇県	××	22年産	100%

(改正後)

原料玄米	産地	品種	産年	
	単一原料米 〇〇県	××	22年産	

単一原料米と記載

使用割合欄を削除

<表示例② 複数原料米(ブレンド米)の場合>

(改正前)

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米			
	国内産			
	〔〇〇県 △△県〕	〔×× □□〕	〔22年産 22年産〕	〔100% 70% 30%〕

%→割に変更

(改正後)

原料玄米	産地	品種	産年	使用割合
	複数原料米			
	国内産			
	〔〇〇県 △△県〕	〔×× □□〕	〔22年産 22年産〕	〔10割 7割 3割〕

